

現 行	改 正
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 条例第15条第1号に該当する行為</p> <p>(1) 商品及び役務（以下「商品等」という。）の種類、性能、品質、取引条件、取引の<u>仕組みその他の商品等に関する重要な事項</u>について、事実を告げず、又は<u>事実と異なる</u>情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(13) <u>電話、郵便、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）等により商品の販売等の目的を告げず、又は他のものより著しく有利な条件を告げ、営業所その他特定の場所への来訪を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>(16) 健康、財産、<u>運命等</u>に関し、消費者を心理的不安に陥れるような言動又は表示を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(20) 消費者が拒否しているにもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなしに、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールにより一方的に広告等を反復送信して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 条例第15条第1号に該当する行為</p> <p>(1) 商品及び役務（以下「商品等」という。）の種類、性能、品質、取引条件、取引の<u>仕組み等（以下「商品等に関する重要な事項」という。）</u>について、事実を告げず、又は<u>商品等に関する重要な事項若しくは商品等が消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害若しくは危険を回避するため通常必要であると判断される事情について、事実と異なる</u>情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(13) 電話、郵便、<u>特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第1条第1号に規定する電磁的方法等</u>により商品の販売等の目的を告げず、又は他のものより著しく有利な条件を告げ、営業所その他特定の場所への来訪を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(16) 健康、財産、<u>運命、願望等</u>に関し、消費者を心理的不安に陥れるような言動又は表示を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(20) 消費者が拒否しているにもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなしに、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は<u>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メール</u>により一方的に広告等を反復送信して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>

現 行	改 正
<p>(23) <u>年齢</u>その他の要因による消費者の取引に関する知識、経験、又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(27) 前各号に掲げる行為に準じる行為</u></p> <p>2 条例第15条第2号に該当する行為</p> <p><u>(3) 事業者の債務不履行、若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵による損害賠償責任を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させる行為</u></p>	<p>(23) <u>若年、高齢</u>その他の要因による消費者の取引に関する知識、経験、又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p><u>(27) 消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容を実施して原状の回復を著しく困難にさせることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(28) 消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、事業者が当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、実施した事業活動に係る損失の補償を求めること等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p><u>(29) 前各号に掲げる行為に準じる行為</u></p> <p>2 条例第15条第2号に該当する行為</p> <p><u>(3) 次に掲げる条項のいずれかを設けた契約を締結させる行為</u></p> <p><u>ア 事業者の債務不履行、債務履行に伴う不法行為又は契約内容不適合（契約の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことをいう。以下同じ。）により生じた損害賠償責任を不当に免除する条項</u></p> <p><u>イ 事業者にアの損害賠償責任の有無又は限度を決定する権限を付与する条項</u></p> <p><u>ウ 事業者の契約内容不適合により生じた修補責任を一方的に免責する条項</u></p>